

「青森市こども計画」素案の概要

第1部 総論

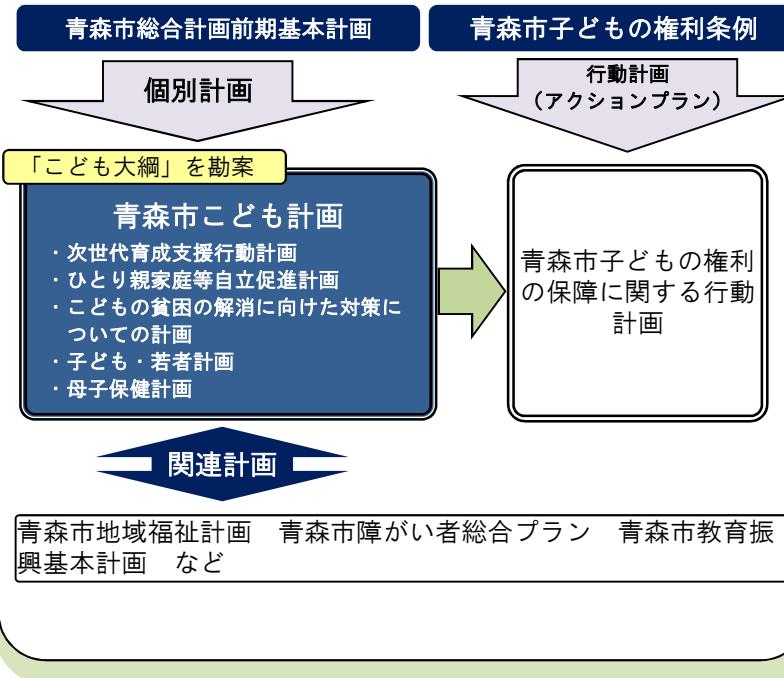
I 計画の基本的事項

I-1 計画策定の趣旨

- 平成28年3月に「青森市子ども総合プラン」を策定
- この間、国において、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月に、同法に基づいた「こども大綱」や「こども未来戦略」が閣議決定されたほか、令和6年4月に、児童福祉法が改正されるなど、こども施策に関する基本的な方針等が定められました。
- このような状況のなか、令和5年度をもって「青森市子ども総合プラン」の計画期間が終了したことから、子どもの権利保障やこども・子育て施策を総合的・計画的に推進するため、「こども大綱」を勘案した「青森市こども計画」を策定します。

I-2 計画の位置付け

- 本計画は、「青森市総合計画前期基本計画」の子ども・子育て施策分野の個別計画であるとともに、関連する他の計画と整合性を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するための計画であるほか、以下の計画を包含して策定します。
 - ・市町村こども計画（こども基本法第10条第2項）
 - ・市町村行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条第1項）
 - ・自立促進計画（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）
 - ・市町村における子どもの貧困の解消に向けた対策についての計画（子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項）
 - ・市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項）
 - ・母子保健計画（成育過程にある者及びその保護者並びに妊娠婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律第17条）



第2部 各論

III-3 施策体系

基本理念

子どもの権利を保障し、
未来を担うこども・若者と子育て世代を応援するまち
～子育て先進都市 青森市の実現～

基本視点

- ・多様なニーズに応じた切れ目のない子育て支援
- ・子どもの居場所や主体的に活動できる環境の充実
- ・多様なニーズに応じた快適で質の高い教育の提供
- ・青少年の健全育成と生涯学習の推進

施策展開

I ライフステージを通した支援

- I-1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- I-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- I-3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- I-4 こどもの貧困対策
- I-5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- I-6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- I-7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

II ライフステージ別の支援

- II-1 こどもの誕生前から幼児期まで
- II-2 学童期・思春期
- II-3 青年期

III 子育て当事者への支援

- III-1 子育て世帯への経済的支援
- III-2 地域子育て支援、家庭教育支援
- III-3 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- III-4 ひとり親家庭への支援

調査対象	調査件数(件)	回答数(件)	回答率
① 乳幼児の保護者	959	499	52.0%
② 小学生の保護者	1,221	687	56.3%
③ 小学校4~6年生	674	317	47.0%
④ 中学校1~高校3年生	1,506	549	36.5%
⑤ 地域・こども関連団体	301	194	64.5%
⑥ 認定こども園・幼稚園・保育所(園)・学校等	219	134	61.2%
計	4,880	2,380	48.8%